

労務ROAD

- 無期転換ルールへの対応状況について
- パソコンで腱鞘炎は労災か！？ 上肢障害の労災認定

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

無期転換ルールへの対応状況について

平成 25 年 4 月 1 日以降に結んだ有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルール(無期転換ルール)が導入されています。このルールに対して現状、企業がどのような対応をしているか、についての調査結果が発表されました。



〈何らかの形で無期契約にしていく企業が 6 割前後〉

『通算 5 年を超える有期契約労働者から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく』(フルタイム 35.2% パート 40.0%)がもっとも多く、『有期契約が更新を含めて通算 5 年を超えないように運用していく』(フルタイム 8.5% パート 8.0%)を大きく上回った。

〈無期転換申込権の発生に係る周知は、半数超が『行う』が、『未定・分からない』も 3 社に 1 社超〉

通算勤続年数が 5 年を超える有期契約労働者に対して、無期契約への転換申込権が発生する旨の周知を行う予定があるか尋ねると、『行う(既に行った含む)』とする企業が半数を超えた。(55.1%) 明確に『行わない』とした企業は 6.8%にとどまったものの、『未定・分からない』も 3 社に 1 社超(35.1%)となった。

【労働政策研究・研修機構より】

パソコンで腱鞘炎は労災か！？ 上肢障害の労災認定

腕や手を過度に使用すると、首から肩、腕、手、指にかけて炎症を起こしたり、関節や腱に異常をきたしたりすることがあり、これらの炎症や異常をきたした状態は“上肢障害”といわれます。しかし、腕や手を過度に使用する機会は、仕事だけでなく家事や育児、スポーツといった日常生活の中にもあります。また、いわゆる「五十肩」のように加齢によっても生じます。そのため、上肢障害が労災と認定されるためには、次の 3 つの要件をすべて満たす必要があります。

- 要件① **上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。**
- 要件② **発症前に過重な業務に就労したこと。**
- 要件③ **過重な業務への就労と発症までの経過が医学上妥当なものと認められること。**

◆「**上肢等に負担のかかる作業**」には主に次のような作業が該当します。

- ① 上肢の反復動作の多い作業(キーボード入力、運搬・積込み・積降し、機器の組立・仕上げ作業、調理作業、他)
- ② 上肢を上げた状態で行う作業(天井など上方を対象とする作業、塗装、溶接作業、他)
- ③ 頸部、肩の動きが少なく姿勢が拘束される作業(顕微鏡やルーペを使った検査作業、他)
- ④ 上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業(保育・看護・介護作業、他)

◆「**相当期間従事した**」とは、**原則として 6 ヶ月程度以上従事した場合**をいいます。

◆「**過重な業務に就労した**」とは、発症直前 3 ヶ月間に、上肢等に負担のかかる作業を次のような状況で行った場合をいいます。

業務量がほぼ一定	同種の労働者よりも 10%以上業務量が多い日が 3 ヶ月程度続いた
業務量にばらつきがある	① 1 日の業務量が通常より 20%以上多い日が 1 ヶ月に 10 日程度あり、3 ヶ月程度続いた ② 1 日の労働時間の 3 分の 1 程度の時間に行う業務量が通常より 20%以上多い日が 1 ヶ月に 10 日程度あり、3 ヶ月程度続いた

なお、判断にあたっては、業務量だけでなく、長時間作業、過度の緊張、他律的かつ過度な作業スペース、不適切な作業環境、過大な重量負荷、等の状況も考慮されます。

【厚生労働省より】